平成２１年（フ）第２８１７号
横浜市都筑区北山田６丁目39番21号　クレストヒルズＡ201
債務者　松本　貴仁
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３５号
神奈川県藤沢市遠藤755番地の４
債務者　高橋　靖拡
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８号
広島県福山市瀬戸町大字長和228番地　シティーハイツホワイトリバー
債務者　増田　久貴
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１８号
山口県周南市古泉１丁目12番50号　エスペランサ古泉Ⅱ，105号、前住所山口県下松市西柳１丁目５番21号
債務者　甲斐　和恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２２号
山口県下松市生野屋西４丁目11番１―301号
債務者　清水　英美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９８１９号
茨城県稲敷市本新248
債務者　栗山　和徳
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８７８号
東京都文京区千石３丁目１－１―604
債務者　榮野川峯子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００１６号
東京都世田谷区上野毛４丁目４―17―118
債務者　中根　伸子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３３号
富山県富山市萩原125―１　Ｆ棟103、住民票上の住所富山県富山市大泉町３丁目６―22
債務者　吉高　博之
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３４号
東京都北区西ケ原１丁目15―９―203
債務者　一戸　若菜
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１３７号
東京都北区田端６丁目４－７―103
債務者　関口眞遊子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２２４号
東京都青梅市河辺町９丁目７－６―308
債務者　竹田　利江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２６０号
東京都新宿区東五軒町３－３
債務者　白井　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２６１号
東京都調布市染地１丁目31―10―105
債務者　河野　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２７７号
東京都世田谷区若林１丁目９－３
債務者　加藤　直子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４号
静岡県掛川市大渕13474番地の１
債務者　濱口　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係